

制定案

理事会の会合の規定を改定する件

提案者：RID2780 茅ヶ崎ロータリークラブ

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（標準ロータリークラブ定款第4ページ）。

第7条 会合

第3節—理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60日~~30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。（本文終わり）

注：削除する箇所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。

改訂される文書には下線が引かれている。

趣旨と効果に関する声明文

ロータリークラブにおける議事録は、クラブ会員にとってクラブがどういう決定をしたかを知るための大変重要な書類である。実際の奉仕活動を行う各クラブにとっては、国際ロータリーやロータリー財団に準じた60日以内と言う期間はあまり長過ぎる。なるべく早くクラブの決定を会員に伝えるために、30日以内に変更することを提案する。これによって、例会を欠席した会員にもクラブの情報が早く伝わり、奉仕活動への参加者が増加する効果があると期待される。尚、この変更に伴う国際ロータリーの費用負担は一切ない。